

固定資産税関係書類への番号記載のお願いと窓口等における本人確認措置について

番号法の施行に伴い申告書等を提出する場合、所定の欄に個人番号を記載していただくことになりました。また、ご提出の際は番号法の定める本人確認を行いますので、以下の確認資料のご用意をお願いいたします。

なお、平成27年10月5日時点で海外転出等により、住民票のない方は個人番号の生成がありませんので、記入は不要です。

1. 本人が個人番号を記載した申告書等を提出する場合、以下の確認を行います。

(郵送による場合は写しを同封して下さい)

- ① 番号確認 … 正しい番号であることの確認
- ② 身元確認 … 番号の正しい持ち主であることの確認

| ① 番号確認資料 | ② 身元確認 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカードの裏面 ・通知カード ・個人番号が記載された住民票の写し 等 | <p>【顔写真付身分証明書 (以下の書類から1点)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカードの表面 ・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 ・上記以外の顔写真付身分証明書 等 <p>【身分証明書 (以下の書類から2点)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的医療保険の被保険者証 ・年金手帳 ・基礎年金番号通知書 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 等 |

2. 代理人が本人の個人番号を記載した申告書等を提出する場合、以下の確認を行います。

(郵送による場合は写しを同封して下さい)

- ① 本人の番号確認 …提供された本人の個人番号が正しい番号であることの確認
- ② 代理人の身元確認 …申告書等を提出された方の身元確認
- ③ 代理権確認 …代理権を有することの確認

| ①本人の番号確認資料 | ②代理人の身元確認資料 | ③代理権確認資料 |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカードの両面 ・通知カード ・個人番号が記載された住民票の写し 等 | <p>【顔写真付身分証明書 (以下の書類から1点)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代理人のマイナンバーカード ・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 ・上記以外の顔写真付身分証明書 等 <p>【代理人が法人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書および当該法人との関係を証する書類等 <p>【身分証明書 (以下の書類から2点)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的医療保険の被保険者証 ・年金手帳 ・基礎年金番号通知書 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・委任状【原本】※ (任意代理人の場合) ・戸籍謄本 (法定代理人の場合) ・税務代理権限証書 (代理人が税理士又は税理士法人の場合) <p>※委任状のみ原本をご提出下さい</p> |

(問い合わせ先)

税務部 資産税課 賦課管理係

電話番号 047-436-2222